



2019年3月

一般社団法人ドライブレコーダー協議会

Press release

ドライブレコーダー協議会が ドライブレコーダーの「推奨ガイドライン」を策定

一般社団法人ドライブレコーダー協議会(東京都大田区 会長:宮崎拓郎)では、マイカー等におけるドライブレコーダーのさらなる普及と効果的な活用を目指し、ユーザーがより安心して使用できる仕様要件を明確化した「ドライブレコーダーの推奨ガイドライン」を策定しました。

▽今回、一般社団法人ドライブレコーダー協議会では、市場で販売されるドライブレコーダーの性能を一定以上に保ち、ユーザーが安心して購入できる市場環境をつくり、また記録されたデータを有効に活用してユーザーの利益が守られるよう、当協議会内の推奨ガイドライン作成部会が中心となって、「ドライブレコーダーの推奨ガイドライン」を策定しました。

この推奨ガイドラインには、強制力、罰則規定などはありませんが、マイカー等用ドライブレコーダー市場の健全な発展のため、ドライブレコーダー協議会では、認知度向上の活動を積極的に行ってまいります。

また、引き続き推奨ガイドラインの検討を進め将来的には、記録データの標準化、データベース化までを検討することで、記録データ利用の活性化も図っていく所存です。

以上

問い合わせ先

一般社団法人ドライブレコーダー協議会 事務局 尼野、小林
〒140-0013 東京都品川区南大井 6 丁目 3 番 7 号 スリージェ南大井ビル 4F
Eメール: info@jdrc.gr.jp 【報道関係の方】pr@jdrc.gr.jp

ドライブレコーダー推奨ガイドライン 基本要件編

一般社団法人ドライブレコーダー協議会
(担当：推奨ガイドライン作成部会)

1. 目的

- 1.1 ドライブレコーダー推奨ガイドラインは、自動車などに設置されたドライブレコーダーによって、交通事故などにおける車両及び車両内外の状況の記録並びに記録されたデータを活用するために必要な事項について、ガイドラインを定めることにより、使用者の利益を守り、もって交通の安全と利便に資することを目的とする。

2. 用語

- 2.1 「ドライブレコーダー」とは、自動車などに装着し、走行中及び停車中の車両及び車両内外の状況の全て又は一部について、映像及び音声並びに必要なに応じて信号を記録する車載機器をいう。この場合において、「映像」とはカメラによって取得された連続した画像をいい、「音声」とは車内において聞くことができる音や人の声をいい、「信号」とは自動車の走行速度、アクセルペダルやブレーキペダルなどの作動状況、車内の音声や自動車の位置に関する情報をいう。

3. 機能要件

- 3.1 ドライブレコーダーは、自動車の走行中及び停車中において、車両及び車両内外の状況が分かるよう映像、音声及び信号を記録するものであること。ただし、信号については、記録しないものとするができる。
- 3.2 ドライブレコーダーは、以下の基本的な機能を有すること。
 - 3.2.1 ドライブレコーダーを装着した車両及び車両内外の状況を映像により取得するためのカメラを有すること。
 - 3.2.2 3.2.1のカメラを用いて、カメラからの入力映像を連続して記録するものであること。

4. 必須要件

- 4.1 前方用カメラアセンブリ
 - 4.1.1 カメラのレンズは、耐熱性があり、1年程度の使用期間において、変色、変形等が発生せず
に性能を維持できるものであること。
 - 4.1.2 記録データは、次の要件に適合するものであること。
 - (1) 夜間に自車のロービームのヘッドライトの照明だけを用いた場合において、カメラの前方

30m以内の状況が記録できるものであること。

- (2) センサー及び映像の記録画素数は、30万以上であること。
- (3) 毎秒10フレーム(10fps)以上のフレームレートで記録する機能を有するものであること。
この場合において、同一フレームを複写したフレームは、フレームレートの数に含めないものとする。
- (4) 記録される画角が水平方向で90度以上、垂直方向で50度以上であること。
- (5) 車内の音声の録音ができること。なお、ON/OFFのスイッチ付きとすることができる。
- (6) 映像のファイル間ギャップ(各映像ファイル間の映像が記録されない時間をいう。)が0.2秒以下であること。
- (7) 推奨する性能として、カメラの取付位置から10m離れた前車の中板のナンバープレートの大きな文字が読み取れ、記録できる性能を有するものであること。

4.2 電源

4.2.1 電源は、主電源が瞬断した場合において、記録中のデータを保護することができるバックアップ機能を有するものであること。

4.2.2 アイドリングストップ機能付き自動車のDC12V電源にあつては、車両からの動作電圧が瞬間的に6V程度まで低下しても、録画が途切れないものであること。

4.3 装置に内蔵されたRTC(real time clock)は、時刻の補正が可能であること。

4.4 取付状態

4.4.1 ドライブレコーダーを車両に取り付けた状態において、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第29条に規定する窓ガラスの基準を順守できるものであること。

4.5 その他

4.5.1 製品の表示言語は、基本的に日本語であること。

5. 必須表示要件

5.1 車両前方の映像を録画するデータについて、ハイダイナミックレンジ(HDR)機能又はワイドダイナミックレンジ(WDR)機能の有無を記載したものであること。

5.2 電源

5.2.1 ドライブレコーダーの電源の電圧及び当該ドライブレコーダーを使用できる自動車の電源の電圧を記載したものであること。

5.2.2 補助電源(内蔵電源)について、コンデンサ、リチウムイオン電池等、電源の種類等を記載したものであること。

5.3 記録媒体

5.3.1 内部記録媒体について、記録媒体の種類と容量を記載したものであること。

5.3.2 外部記録媒体について、記録媒体の種類と容量、本体との通信に関する注意等を記載したものであること。

5.3.3 メンテナンスの必要性、記録媒体自体の寿命など、その他取扱い上の注意事項について、ユ

ユーザーに理解しやすいように記載したものであること。

- 5.4 記録される映像及び音声のコーデック及びファイル形式を記載したものであること。なお、特殊フォーマットを採用している場合には、その旨を記載したものであること。
- 5.5 専用再生ソフトを使用する場合には、その動作環境を記載したものであること。
- 5.6 推奨される取付場所について、図解により記載したものであること。
- 5.7 その他の表示事項については、一般社団法人ドライブレコーダー協議会の「ドライブレコーダーの表示ガイドライン」に準拠したものであること。

以上